

頁	新	旧
問題編 248	[17] 通関業法第 17 条～第 21 条、第 33 条（通関業者、通関士等の義務） 【 <u>料金の揭示</u> 】	【 <u>料金の揭示等</u> 】
解答編 116	第 30 問（通関業者及び通関士の義務） ■参照条文 1 通関業法第 18 条（ <u>料金の揭示</u> ）	■参照条文 1 通関業法第 18 条第 1 項（ <u>料金の揭示等</u> ）
解答編 134	[17] 通関業法第 17 条～第 21 条、第 33 条（通関業者、通関士等の義務） 【 <u>料金の揭示</u> 】 <1>=○ <u>2022年までの正解</u> 。平成29年10月に施行された通関業法の改正により通関業務料金の自由化が図られ、通関業者がその営業所に掲示する通関業務及び関連業務の料金表の様式及び掲示場所については、社会通念上妥当と考えられる方法により各通関業者が自由に定めることができる <u>こととなった</u> 。 <u>しかしながら、2023年7月1日施行の通達改正により、「料金表」という用語は使用されなくなった（料金の額の揭示について、必ずしも料金表の形式ではなく、インターネット上で閲覧を可能とする方法により行うこともできるようにしたことによるもの）。このため、2023年以降、この問題の正解が「○」となるためには、問題文中「掲示する料金表の様式及び掲示場所」とあるのは「料金の額の揭示に係る様式及び掲示場所」となる必要がある《第18条、基本通達18-2》</u> 。なお、2022年の問題は、「関連業務」が「通関業務及び関連業務」となっている。 <2>=○ <u>2022年までの正解</u> 。 <u>2023年7月1日施行の通達改正により、「料金表」という用語は使用されなくなった（上記<1>参照）</u> 。このため、2023年以降、この問題の正解が「○」となるためには、問題文中「 <u>掲示する料金表には</u> 」とあるのは「 <u>掲示する料金の額については</u> 」となる必要があり、「 <u>記載しなければならない</u> 」とあるのは「 <u>記載したものでなければならない</u> 」となる必要がある《 <u>第18条、基本通達18-1</u> 》。なお、2022年の問題は、「 <u>実費を別途請求する場合についてはその旨を記載することを要しない</u> 」となっているので「×」。	【 <u>料金の揭示等</u> 】 <1>=○ 平成 29 年 10 月に施行された通関業法の改正により通関業務料金の自由化が図られ、通関業者がその営業所に掲示する通関業務及び関連業務の料金表の様式及び掲示場所については、社会通念上妥当と考えられる方法により各通関業者が自由に定めることができる <u>《第 18 条、基本通達 18-1 なお書》</u> 。なお、2022 年の問題は、「 <u>関連業務</u> 」が「 <u>通関業務及び関連業務</u> 」となっている。 <2>=○ 第18条、基本通達18-1。なお、2022年の問題は、「 <u>実費を別途請求する場合についてはその旨を記載することを要しない</u> 」となっているので「×」。

頁	新	旧
解答編 134	<p><4>=○ <u>2022年までの正解。2023年7月1日施行の通達改正により、「料金表」という用語は使用されなくなった(上記<1>参照)。このため、2023年以降、この問題の正解が「○」となるためには、問題文中「<u>掲示する料金表は</u>」とあるのは「<u>掲示する料金の額については</u>」となる必要がある《第18条、基本通達18-1》。</u></p>	<p><4>=○ 第18条、基本通達18-1</p>
解答編 162 ～ 164	<p>【税関による貨物の輸入者への教示】</p> <p><2>=○ <u>2022年までの正解。2023年7月1日施行の通達改正により、文書による事前照会に対する回答内容が尊重される期間の起算日が、回答書の「発出日」となった。このため、2023年以降、この問題の正解が「○」となるためには、問題文中「<u>その交付又は送達のあった日(再交付し、又は再送達したものにあっては、その当初の回答書の発出日)</u>」とあるのは「<u>その発出日(再交付し、又は再送達したものにあっては、その当初の回答書の発出日)</u>」となる必要がある《基本通達7-18(9)ロ(イ)》。</u></p> <p><9>=× 事前照会に対する文書による回答のうち、その<u>発出日(「交付又は送達のあった日」ではない。)</u>(再交付し、又は再送達したものにあっては、その<u>当初</u>の回答書の発出日)から3年(「2年」ではない。)を経過したものは、輸入申告書の審査上、尊重されない《基本通達7-18(9)ロ(イ)》</p> <p><22>=× 事前照会に対する回答書の内容は、その該当する限度において、当該回答書の<u>発出日(「交付又は送達のあった日」ではない。)</u>から3年(「5年」ではない。)を経過する日まで、輸入(納税)申告の審査上、尊重される《基本通達7-18(9)ロ(イ)》。</p> <p><23>=× 事前照会に対する回答書の回答内容は、その<u>発出日</u>から3年を経過する日までは、輸入(納税)申告書の審査上、尊重されるが、事前照会に対する回答書の<u>発出日</u>後において、法令が改正され、当該回答書が参考とならなくなった場合には、当該回答書の内容は、輸入(納税)申告書の審査上、尊重されない《基本通達7-18(9)ロ(ハ)》。</p>	<p><2>=○ 基本通達7-18(9)ロ(イ)</p> <p><9>=× 事前照会に対する文書による回答のうち、<u>その交付又は送達のあった日</u>(再交付し、又は再送達したものにあっては、その<u>最初</u>の回答書の発出日)から3年(「2年」ではない。)を経過したものは、輸入申告書の審査上、尊重されない《基本通達7-18(9)ロ(イ)》。</p> <p><22>=× 事前照会に対する回答書の内容は、その該当する限度において、当該回答書の<u>交付又は送達のあった日</u>から3年(「5年」ではない。)を経過する日まで、輸入(納税)申告の審査上、尊重される《基本通達7-18(9)ロ(イ)》。</p> <p><23>=× 事前照会に対する回答書の回答内容は、その<u>交付があった日</u>から3年を経過する日までは、輸入(納税)申告書の審査上、尊重されるが、事前照会に対する回答書の<u>交付があった日</u>後において、法令が改正され、当該回答書が参考とならなくなった場合には、当該回答書の内容は、輸入(納税)申告書の審査上、尊重されない《基本通達7-18(9)ロ(ハ)》。</p>

頁	新	旧
解答編 173	[18]関税法第 12 条の 2 (過少申告加算税) <8> (適用条項部分の変更) 《第12条の2第1項、 <u>第4項、基本通達12の2-17</u> 》。	<8> (適用条項部分の変更) 《第12条の2第1項、 <u>第2項、基本通達12の2-1</u> 》。